

# 第11次

## 南会津町交通安全計画

【令和3年度～令和7年度】

～交通事故のない明るい、誰もが笑顔で安心して暮らせる南会津町～



令和3年12月

福島県南会津郡南会津町

## まえがき

本町における近年の交通事故発生状況をみると、平成6年に発生件数で140件、傷者数で196人と過去最高を記録し、その後は徐々に減少を続け、平成28年からは発生件数で30件を下回り、傷者数も40人以下の状況で推移しています。

死者数では、平成28年、平成30年及び令和元年に死者数ゼロを達成することができました。

しかしながら、平成29年と令和2年には各1人の死者を出し、大変残念な結果となっているため一層の交通安全対策の充実に努めなければなりません。

言うまでもなく、交通事故根絶に向けた努力は絶え間なく続けていかなければならぬものであり、町・関係団体だけでなく、町民一人ひとりが注意深く、真剣に取組まなければならない重要な課題です。そのためには、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な計画を定め、これに基づいて諸施策を積極的に推進していく必要があります。

第11次南会津町交通安全計画は、このような視点から、令和3年度から令和7年度までの5年間に講すべき交通安全に関する計画を定めたものです。

この計画を、交通安全対策の共有する指針として、交通事故のない、安全で安心して暮らせる南会津町を目指して、町民の皆さんもとより交通安全関係機関・団体と一緒に推進してまいります。

令和3年12月

南会津町長 大宅宗吉

# 目 次

## まえがき

計画の趣旨	1
計画の基本理念	2
第1章 道路交通の安全	4
第1節 道路交通事故のない社会を目指して	4
第2節 道路交通安全についての目標	4
第1 道路交通事故の傾向	4
1 道路交通事故の現状	4
(1) 本町における過去5年間の交通事故の状況	5
(2) 本町における過去5年間の交通事故の年次推移	6
2 道路交通を取り巻く状況の展望と道路交通事故の見通し	7
第2 交通安全計画における目標	7
第3節 道路交通安全についての対策	7
第1 対策の重点	7
1 高齢者及び子供の交通事故防止	7
(1) 高齢者の交通事故防止	7
(2) 子供の交通事故防止	8
2 道路横断中の交通事故防止	8
3 自転車の安全利用	8
4 シートベルトの着用の徹底	9
5 悪質及び危険な運転の根絶	10
6 交通安全意識の向上	10
第2 講すべき施策	10
1 道路交通環境の整備	10
(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	11
(2) 道路ネットワークの整備	11
(3) 効果的な交通規制の推進	11
(4) 町民と一体となった道路交通環境の整備	11
(5) 効果的で重点的な事故対策の推進	12
(6) 安全で快適な道路交通環境の整備	12
(7) 災害に備えた道路交通環境の整備	13
(8) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	13

2	交通安全思想の普及徹底	13
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	14
(2)	効果的な交通安全教育の推進	15
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	15
(4)	交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進等	18
(5)	町民の参加・協働の推進	18
3	安全運転の確保	18
(1)	運転者教育の充実	18
(2)	高齢運転者に対する教育等の充実	18
(3)	道路交通に関する情報の充実	18
4	車両の安全性の確保	19
(1)	自動車の検査及び点検整備の推進	19
(2)	自転車の安全性の確保	19
5	道路交通秩序の維持	19
6	救助・救急活動の充実	19
(1)	救助・救急体制の整備	20
(2)	救急関係機関の協力関係の確保等	20
7	被害者支援の推進	20
第2章 鉄道交通及び踏切道における交通の安全		21
第1節	鉄道事故のない社会を目指して	21
第2節	踏切道における交通の安全についての目標	21
第3節	鉄道交通及び踏切道の安全についての対策	21
第1	講じようとする施策	21
1	鉄道施設等の安全性の向上	21
2	鉄道の安全な運行の確保	21
3	救助・救急活動の充実	22
第2	踏切道における交通の安全対策	22

# 計画の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

南会津町交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、これまで10次にわたり策定し、各種の交通安全対策を実施してきました。

町内の交通事故発生件数は、減少傾向となっていますが、第10次交通安全計画の最終年度である令和2年度には、1人が亡くなられ、6の方々がけがをされており、引き続き更なる取組が求められています。

南会津町では、第2次南会津町総合振興計画の目標の柱3「誰もが健やかで安心して生活できる環境づくり」のもと、安全で快適に生活できる環境づくりを目指し、様々な取組を行っています。

このような中、町民一人ひとりが交通事故を起こさない、交通事故にあわないという意識を持ち、交通事故のない、安全で安心なまちづくりを実現するため、この計画を策定するものです。

## 2 計画の期間等

この計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和7（2025）年度を目標年度とする5カ年計画です。

また、年度ごとの具体的な実施計画については、社会経済情勢の変化に対応しながら、この計画に基づき毎年度「南会津町交通安全実施計画」を策定します。

## 3 計画の特徴

### （1）交通安全対策推進の指針となる計画

交通事故のない社会の実現を目指すため、交通安全対策の共有の指針として、町が町民はもとより、関係機関・団体、福島県と連携して今後5年間に推進すべき施策をまとめたものであり、目標の実現に向けてともに力を合わせて、取組んでいくことが必要となっています。

### （2）分かりやすい計画

目標の実現にあたっては、この計画を町全体で共有することが重要であることから、対策の重点を設け、今後取組むべき交通安全施策の方向性を明確化しました。

## 計画の基本理念

### 1 交通事故のない社会を目指して

本町は、福島県の南西部に位置し、※人口14,755人、世帯数6,471世帯、総面積886.47km<sup>2</sup>で、その約91%が森林で占められています。本町は、古くから田島地域に県の南会津郡役所が置かれるなど国・県の出先機関が設置され、南会津郡の行政、商工業、教育、文化、医療、福祉の中心となっています。

本町の道路交通網は、町域を縦断する国道121号を中心に、5本の国道が町内を循環し、それらを結ぶ多くの町道によって、道路網が形成されています。

また、山麓を走る区間が多いため雪崩や落石などの危険箇所が多く、交通に大きな影響を与えてています。

本町は、自然資源を活用した観光地・スノースポーツ施設があり、県内外から観光客が訪れ、通行車両も増加傾向にあります。特に、冬期間のスキー・スノーボードシーズンにおいては、多くの若者や家族連れが訪れ、それに比例して交通事故も多数発生しています。

近年は、高齢化と出生数の減少に伴い、少子高齢化や過疎化が進行しています。このような中、安全で安心して生き生きと暮らせる町を実現するためには、交通事故のない生活が必要不可欠となっています。

このため、安全で安心できる生活を実現するために、人命尊重の理念に基づき、交通事故のもたらす社会的・経済的損失を十分に考慮した、「交通事故のない明るい、誰もが笑顔で安心して暮らせる南会津町」を目指します。

※人口、世帯数は、令和3年4月1日現在の住民基本台帳による。

### 2 人優先の交通安全思想

交通事故のない明るい町を実現するためには、歩行者、高齢者、障がいのある方、子供等のいわゆる交通弱者への配慮や、思いやりがなければなりません。本計画においては、交通弱者の安全を一層確保することを目的に「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進する必要があります。

### 3 施策推進にあたっての基本的な考え方

本計画においては、道路交通、鉄道交通、それぞれの交通体系毎に、計画期間内に達成すべき目標を設定し、その実現に向けて講じるべき施策を明らかにしていくこととします。

具体的には、①交通社会を構成する町民 ②車両等の交通機関 ③交通環境 という三つの要素の関連を考慮しながら、適切かつ効果的な施策を策定し、町民の理解と協力のもとに推進します。

- ① 第一に、町民に対する安全対策については、運転者の知識や技能、町民の交通安全意識の徹底、向上に努めます。
- ② 第二に、交通機関が原因となる事故防止策については、高い安全水準を常に維持し、また事故に結びつかないようなきめ細かな対策を講じる必要があります。
- ③ 第三に、交通環境に係る安全対策については、道路の整備、交通安全施設の整備促進に努めます。特に、冬期間の道路交通においては、通学路、生活道路においての安全確保と除雪体制の充実が重要となります。

以上の三要素に対する効果的な施策を推進するため、関係機関から情報提供を受けるとともに、交通事故や交通安全教育に関する調査研究と資料の収集に努めます。

さらに、交通事故が発生した場合には、被害を最小限に抑えるため、町民への通行止め区間や片側通行区間などの情報提供を、警察署、消防署等関係機関と連携を図りながら迅速に行います。

これらの施策は、社会情勢の変化、交通事故の発生状況の変化等に応じ弾力的に対応するとともに、重点的かつ効果的に推進してまいります。

# 第1章 道路交通の安全

## 第1節 道路交通事故のない社会を目指して

本町の安全で安心な社会を実現させるために、子供から高齢者、障がいのある方を含むすべての人々が、相互理解と思いやりをもって行動できる共生の交通社会の形成を図ることが必要です。

本町では、交通事故死者数の減少に取組むことはもちろんですが、事故そのものの減少についても積極的に取組み、人命尊重の理念に基づきながら交通事故のない明るい社会を目指していきます。

特に、交通安全は地域と密接な関係を有することから、地域の特性や交通事情を踏まえ、それぞれの地域における活動を強化していくとともに、町民一人ひとりの交通安全意識を高めるための対策を行います。

その上で、町、学校、家庭、職場等が役割を分担しながら、その連携を強化し、また、交通安全に関する各種活動に対して、町民が、計画・実行・評価の各場面において様々な形で参加し、協働していくことが求められます。

## 第2節 道路交通安全についての目標

### 第1 道路交通事故の傾向

#### 1 道路交通事故の現状

本町は、自然を活用した観光地があり四季を通じて休日などは、県内はもとより関東地方から訪れる車も多く、冬季間は若者や家族連れで賑わいます。同時に、前方不注意による車同士の衝突事故や雪道でのスリップ事故も発生しています。

また、事故の中でも特に顕著なものが、高齢者による交通事故で被害者にも加害者にもなりやすいため、本人だけでなく周囲も十分な注意が必要です。特に、高齢運転者は事故による死亡率が高くなっています。

このような状況のもと、南会津交通白書による本町での過去5年間（平成28年～令和2年）の交通事故の現状は、発生件数96件、死者数2人、傷者数120人で、その前の5年間（平成23年～27年）に比べ、発生件数61件の減、死者数5人の減、傷者数72人の減という結果になりました。

町内全体の交通事故発生件数・死者数・傷者数がそれぞれ大きく減少しているのは、交通安全活動の成果であると思われます。

## (1) 本町における過去5年間の交通事故の状況

### ①発生件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
田島地域	20	10	16	11	3
館岩地域	5	2	0	3	0
伊南地域	0	1	3	1	2
南郷地域	3	9	3	4	0
合計	28	22	22	19	5

### ②死者数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
田島地域	0	0	0	0	1
館岩地域	0	0	0	0	0
伊南地域	0	0	0	0	0
南郷地域	0	1	0	0	0
合計	0	1	0	0	1

### ③傷者数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
田島地域	23	14	21	13	3
館岩地域	6	2	0	7	0
伊南地域	0	1	5	1	3
南郷地域	3	10	3	5	0
合計	32	27	29	26	6

出典：南会津交通白書

過去5年間の交通事故による死亡事故の特徴として、次のようなことがあげられます。

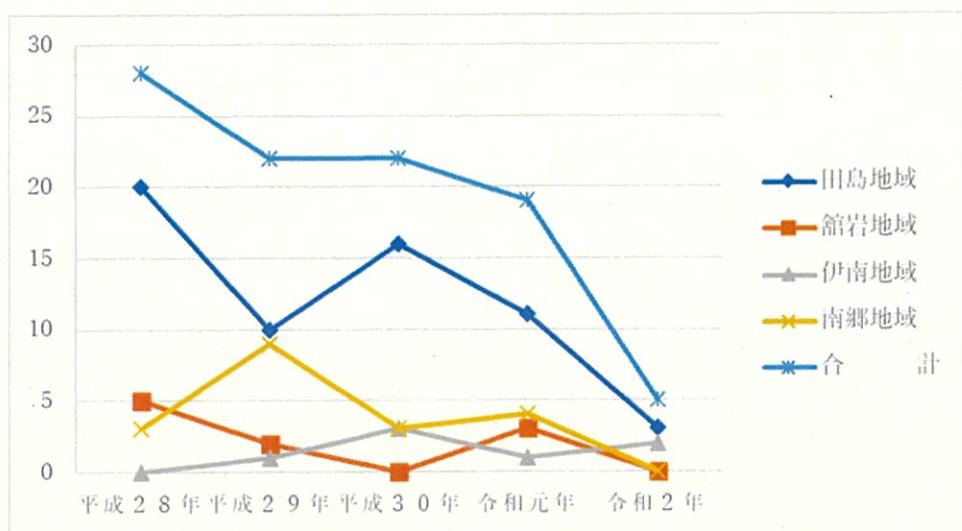
- ① 70歳以上の高齢者の道路横断中の事故。
- ② 薄暮・薄明時に、重大事故が起こりやすい。
- ③ 高齢運転者（自動車・自転車）の死亡事故。

このような事故も多発している反面、伊南地域においては、平成9年10月10日以来死亡事故は発生しておらず、令和3年1月17日に交通死亡事故ゼロ8,500日を達成し現在も更新中であります。

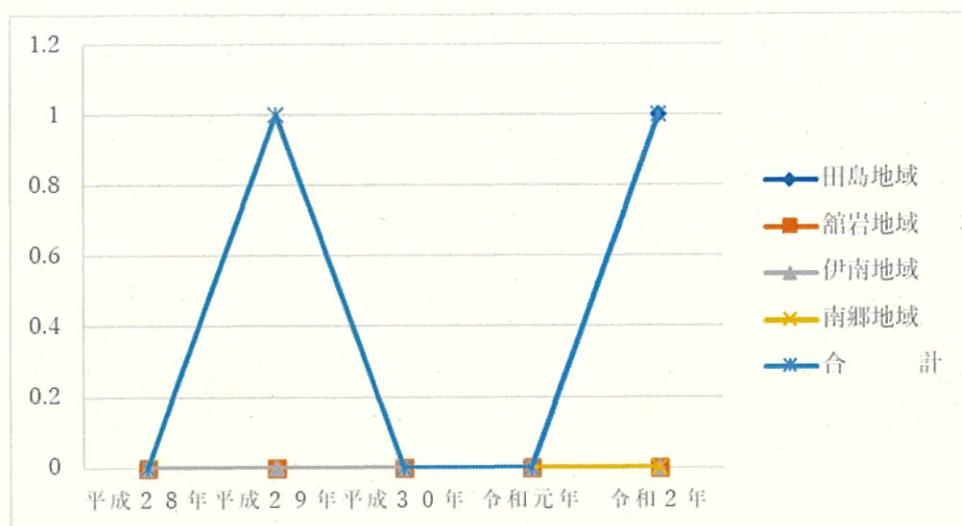
今後、第2次南会津町総合振興計画に掲げられている「互いを思いやり、人と自然がやさしきに包まれた、安心と信頼のまち」の実現に向けて、町民一丸となって交通事故撲滅に取組んでいかなければなりません。

## (2) 本町における過去5年間の交通事故の年次推移

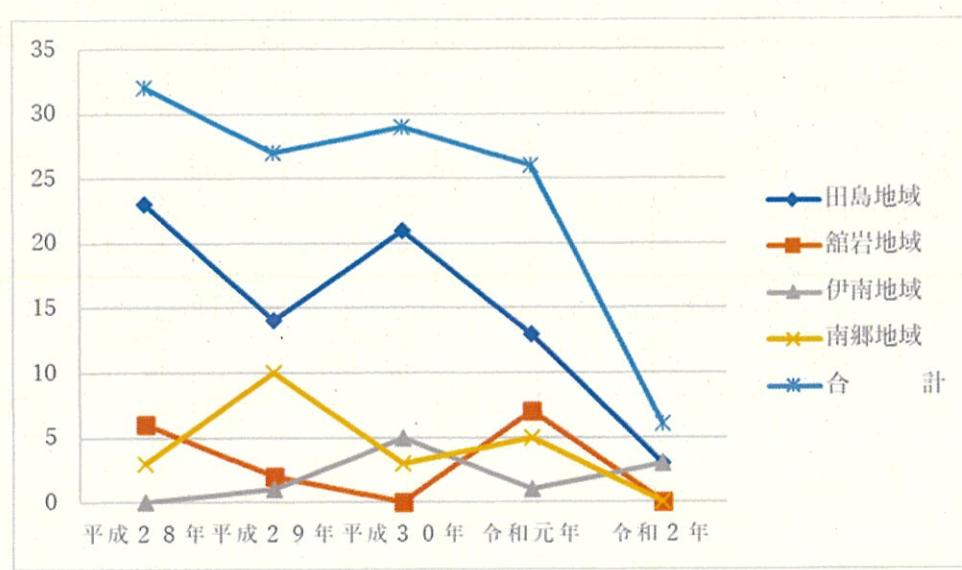
### ①発生件数



### ②死者数



### ③傷者数



出典：南会津交通白書

## 2 道路交通を取り巻く状況の展望と道路交通事故の見通し

本町の今後の道路交通を取り巻く状況を展望した場合、少子高齢化に伴う人口の減少により、運転免許保有者数、車両保有台数、自動車の走行距離が減少傾向にあり、今後も減少することが見込まれます。

しかし、交通事故による死亡比率の高い高齢者人口の増加並びに高齢運転者の増加は、それだけ危険性が高まり、交通環境にも影響を与えることが予想されます。

さらに、生活環境の変化、生活圏の拡大、道路の高速化、社会全体の高齢化に伴い、より一層憂慮すべき事態になることが懸念されます。このため、高齢者を含めた運転者の交通安全対策や交通安全教育など様々な施策の推進により、いかに交通事故を減少させるかが課題であると言えます。

## 第2 交通安全計画における目標

交通事故のない明るい社会を築き上げることが目標であり、本町としては、子供と高齢者の交通事故防止に積極的に取組むことで、「令和7年度までに、年間の交通事故発生件数を25件以下、死者数をゼロとする」ことを目指します。

参考：第10次計画目標 発生件数30件以下・死者数1人以下

## 第3節 道路交通安全についての対策

### 第1 対策の重点

#### 1 高齢者及び子供の交通事故防止

##### (1) 高齢者の交通事故防止

本町は県内でも高齢化率が高く、令和3年4月現在で、65歳以上の人口が全町民の4割強（41%）を占めています。それに伴い高齢者の交通死亡事故も発生しており、過去5年間で2人が犠牲となっています。

このような重大事故を起こさないためにも、高齢者が安心して生活が送れるような交通環境の整備が必要となります。

そのためには、高齢者の実態を踏まえたきめ細かな安全対策を推進すべきであり、高齢者が歩行中や自転車を運転中に被害に遭うケースだけでなく、自動車運転者として加害者になるケース等を想定し、高齢者の交通社会への関わりに応じた安全対策を実施する必要があります。

特に、今後は高齢運転者が大幅に増加することが予想されることから、高齢者が事故を起こさないようにするための対策を強化することが当面の課題となります。

そのためには、高齢者の参加・体験・実践型の交通安全教育の推進、反射材の普及

徹底、公共交通体系の充実、高齢者の安全運転対策が必要となります。

高齢者が交通社会に参加することを可能にするため、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようなバリアフリー化（幅の広い歩道の整備・既設歩道の段差、傾斜や勾配の改善）された道路交通環境の形成を進めることも重要です。

さらに、歩行中の高齢者に対する安全対策として、夜間は自動車から発見されやすいよう明るく目立つ色の服装や夜光反射材を着用するよう呼びかけ、高齢者自身が「自分の安全は自分で守る」という安全意識の浸透を図ります。

また、町の公共交通対策協議会では、高齢者運転の事故防止を目的として、自動車運転免許証を自主返納された方に、町内公共交通機関で利用できる共通利用券を交付しています。

高齢者の交通安全を図っていくためには、地域に密着した交通安全活動を充実させることが重要です。

## (2) 子供の交通事故防止

少子化が進展する中、安心して子供を産み、育てることができる社会を実現するためには、家庭や学校、地域等が連携して交通安全対策を講じる必要があります。

このため、子供を持つ家庭や学校における交通安全教育の推進、町内の交通安全団体（南会津町交通安全母の会等）による街頭啓発活動等の積極的推進、自動車運転者に対する通学路等での減速運転など「思いやりのある運転」の実践啓発、通学路等において子供の通行の安全を確保するための歩道整備等、子供を交通事故から守る観点からの一層の交通事故対策が求められます。

## 2 道路横断中の交通事故防止

令和2年中に本県で交通事故にあった歩行者のうち、死者数が20人、傷者数が427人となっておりどちらも半数以上の方が道路横断中に被害にあります。

横断歩行者が関係する交通事故を減少させるためには、ドライバーには横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底周知をする等、ドライバーの尊法意識の向上に努める必要があります。

一方、歩行者に対しては、道路横断の際は手を上げる等してドライバーに対して横断する意思を明確に伝える、横断歩道を渡る、信号機のあるところでは信号に従う等、基本的なルールの周知を図るとともに、自らの安全を守るために行動を促すための交通安全教育に取組んでいく必要があります。

## 3 自転車の安全利用

通勤や通学、買い物等、子供から高齢者まで手軽で乗りやすく、生活に密着した交通手段となっている自転車は、道路交通法上は「軽車両」に分類され、車両に関する法律の規定に従う義務があります。

この義務を守らず、危険な行為を繰り返す自転車運転者を対象とした講習制度が、平成27年6月道路交通法の改正により施行されました。

この講習制度は、次に掲げる15種の危険行為を「3年以内に2回以上繰り返し検挙された自転車運転者」に、県公安委員会より受講命令が発せられ、講習を受講しなければならない制度です。(14歳以上が対象)

参考：令和2年6月より講習の対象となる危険行為にあたり運転が追加されました。

#### ◎対象となる危険行為

- ①信号無視 ②通行禁止違反 ③歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- ④通行区分違反 ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ⑥遮断踏切立入り
- ⑦交差点安全進行義務違反等 ⑧交差点優先車妨害等 ⑨環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩指定場所一時不停止等 ⑪歩道通行時の通行方法違反 ⑫制動装置（ブレーキ）不良自転車運転 ⑬酒酔い運転 ⑭安全運転義務違反 ⑮妨害運転（交通の危険のおそれ、著しい交通の危険）

福島県では、自転車を安全に利用するため、次のとおり「福島県自転車安全利用五則」を定めています。

#### ◎福島県自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯・反射材着装
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
  - 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止
- 5 被害軽減のためヘルメット着用に努める

今後は、自転車利用者へ交通安全ルールと自転車安全利用五則の遵守を図る啓発活動を充実し、自転車の安全利用を推進していきます。

また、自転車による交通事故でも、自転車側に多額の損害賠償責任が生じる事例が発生しているため、生じた損害を賠償するための各種保険制度への加入を積極的に呼び掛けていきます。

## 4 シートベルトの着用の徹底

現在シートベルトは、運転席、助手席、後部座席全てにおいて着用が義務づけられています。

しかしながら、令和2年中に本県で発生した自動車乗用中の死亡事故で亡くなられた方のシートベルト着用率は54.2%で、シートベルト非着用者11人のうち5人はシートベルトを着用していれば、救命効果があったと考えられています。

今計画期間では、このような事態に陥らないようシートベルト着用による被害防止と軽減効果の周知徹底を広報啓発活動等により推進し、着用率100%を目指した取組を実施していきます。

## 5 悪質及び危険な運転の根絶

令和2年中に本県で発生した交通事故のうち、悪質違反による事故の死者数は7人、傷者数は757人となっております。

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線における街頭活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、令和2年6月の道路交通法改正により施行された妨害運転(あおり運転)等に対する広報啓発活動を実施していきます。

## 6 交通安全意識の向上

交通行政に携わる者、交通機関に携わる者を含め、交通社会に参加する全ての町民が、交通事故の危険性を十分認識した上で、交通事故のない明るい社会を目指し、事故を起こさない、事故にあわないという意識を再確認しなければなりません。

そのためには、交通安全教育や広報啓発活動を一層充実させることが必要であるとともに、一方的な情報提供や呼び掛けにならないよう注意しなければなりません。多くの町民が、自ら安全で安心な交通社会を築こうとする前向きな意識を持つようになることが重要です。

このため、町民が地域の課題を認識し、交通安全に関する各種運動に携わる等、積極的に参加できるような仕組みづくりが必要になってきます。

また、町としても、それぞれの実情に応じて、工夫していくかなければなりません。

さらに、その目標(交通安全意識の向上)を設定する際に、地域に根ざした何らかの具体的な指標(例えば、高齢者、子供等特定の年齢階層に対しての交通安全教室等)を生み出すことも、町民の交通安全意識を高める上で効果的です。

# 第2 講すべき施策

## 1 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも警察署や道路管理者等の各関係機関とも連携して幹線道路や生活道路において、交通安全施設の充実を推進してきたところであり、一定の効果を得てきました。

今後は、これまでの対策に加え、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応し、身近な生活道路をはじめ、幹線道路でも「人優先」の道路交通環境整備の強化を図っていく

必要があります。

交通安全施設の整備においては、交通事故多発地点など、問題が生じている箇所に対して重点的に実施し、事故削減を図ることとします。

これらにより、安全な道路交通環境を形成していきます。

### (1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまでの交通安全対策は、主として自動車中心の対策であり、歩行者目線での道路整備や交通安全対策は十分とは言えず、地域の協力を得ながら、通学路の整備、生活道路、歩道の整備など「人優先」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があります。

そのためには、通学路の交通安全施設の整備、身近な生活道路における道路標示の高輝度化を行い、見やすく分かりやすい道路標示とするなど視認性の向上対策に努めるとともに、歩道の設置・拡幅等の安全対策を進めます。

また、障がいのある歩行者に対しては、安心して歩行ができるように、点字ブロック、音響式信号機等の整備を推進します。

### (2) 道路ネットワークの整備

基本的な交通の安全を確保するため、国道から居住地域内道路へのアクセスが安全に機能するよう、道路の整備を推進します。また、地域の特性や必要に応じて交通安全施設の整備等を促進します。

交通事故を防止し、安全かつ快適な交通を確保するため、必要に応じて注意喚起看板、カーブミラー、道路照明、防護さく等の安全施設の整備促進を図ります。

### (3) 効果的な交通規制の推進

各種イベントの実施期間中や災害時のう回路などによる交通規制に際しては、道路網全体の中でそれぞれの道路が果たす社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通量の状況等の交通実態に応じ、安全で円滑な交通が確保されるよう効果的な交通規制に努めます。

### (4) 町民と一体となった道路交通環境の整備

交通安全の確保は、道路利用者の生活や地域の社会経済活動に密着した課題であり、道路交通環境の整備にあたっては、道路環境や利用実態が地域によって異なること等を踏まえ、町民の声を積極的に取り入れながら地域の実情に応じた効果的・効率的な対策を講じます。

併せて、交通安全対策に関して、町民が参加しやすい仕組みづくりにも取組みながら、行政と町民の連携による交通安全対策を推進します。

## (5) 効果的で重点的な事故対策の推進

### ア 交通事故対策の重点実施

幹線道路において交通死傷事故率の高い危険箇所を抽出し、交通事故を低減するための効果的かつ効率的な対策（例えば、信号機の設置、停止線の明示化、歩道の整備、道路照明の設置、交差点改良等）を推進します。

### イ 事故危険箇所対策の推進

交通死傷事故率の高い道路や交差点について、事故危険箇所として警察署、道路管理者及び交通安全協会と連携し、広報や防災行政無線等での注意喚起に努めます。

また、交差点改良や区画線の整備等の施設対策を推進します。

### ウ 交通安全施設等の整備

交通事故の危険性が高い場所等に注意喚起看板、カーブミラーの設置を推進します。さらに、道路照明、視線誘導標等の設置により夜間の事故防止に努めます。

### エ 地域に応じた安全の確保

交通安全は、地域に根ざした課題であることから、地域の人々のニーズや道路の利用実態、交通流量の実態等を把握し、その特性に応じた道路交通環境の整備に努めます。

### オ 冬期間の交通事故対策の実施

毎年、多くの積雪に見舞われる冬期間は、最も交通事故が発生しやすい時期となります。安全な道路交通を確保するため、積雪・凍結路対策として適時適切な除雪やスリップ事故多発地点への凍結防止剤散布の実施及び凍結防止剤散布機の設置、交差点等における消融雪施設等の整備、流雪溝、チェーン着脱場等の整備の推進に努めます。さらに、気象、路面状況等の情報を提供する道路情報提供装置等の整備促進を図るとともに、観光等で訪れる町外からの方に対しても、道路状況やスリップ事故多発地点等を注意喚起看板や町ホームページにより情報提供し、注意喚起を行います。

## (6) 安全で快適な道路交通環境の整備

### ア 安全で快適な道路交通環境の整備

安全で快適な道路交通の確保を図るためにには、道路を円滑・快適に利用でき

ることが必要です。そのためには、休憩場所の提供や分かりやすい案内標識等の整備を進めると同時に駐車場の確保、道路障害物の撤去等が必要となります。

特に冬期間においては、積雪によって歩行スペースの確保や駐車場の確保が困難となるため、適時適切な除排雪作業の実施により、歩道、駐車場等の空間の確保に努めます。

#### **イ 道路の使用及び占用の適正化等**

工作物の設置、工事等のための道路使用及び占用の許可にあたっては、道路の構造を保全し、適正な運用を行うとともに、道路使用による道路交通への影響を最小限にとどめなければなりません。

さらに、道路上から不法占用物件等を一掃するには、沿線住民をはじめ道路利用者の自覚によるところが大きいことから、啓発活動を積極的に行い「道路ふれあい月間」等を中心に、道路の愛護思想の普及に努めます。

#### **(7) 災害に備えた道路交通環境の整備**

豪雨・豪雪・地震等の災害が発生した場合においても、住民の安定した生活を支える道路交通を確保するため、新潟・福島豪雨や関東・東北豪雨等の大規模災害の経験を踏まえ、生命線となる主要道路の整備や橋りょう等の耐震補強対策を進め、路肩、法面の決壊、崩落等の防災対策を進めます。

また、災害発生時においては、県等の関係機関と連携して道路の被災状況や道路交通状況の情報を収集し、防災行政無線などにより道路利用者等へ災害情報等の提供に努めます。

#### **(8) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備**

##### **ア 道路法に基づく通行の禁止又は制限**

道路の破損や欠壊、異常気象等により危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。

##### **イ 子供の遊び場等の確保**

子供に道路を遊び場とさせないよう、子供が身近に利用できる児童健全育成活動の拠点（放課後児童クラブ）、公立の小中学校の校庭及び体育施設、又は各種公共施設の開放促進に努めます。

### **2 交通安全思想の普及徹底**

交通安全教育は、人命尊重という理念のもとに、交通社会の一員としての責任を自

覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他人や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。交通安全意識を向上させ、交通マナーを身に付けるためには、生涯にわたる学習の推進と町民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えることが重要です。このため、幼児から高齢者に至るまで、段階的かつ体系的に交通安全教育を推進することが求められています。

## (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

### ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な交通ルール、交通マナー等の知識を習得させることを目標とします。幼稚園・保育所においては、家庭及び関係機関、団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。

これらを効果的に実施するため、紙芝居や視聴覚教材、交通教室等を利用し、具体的な場面を設定したりするなど分かりやすい指導に努めます。

### イ 児童に対する交通安全教育

児童に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させ、道路及び交通の状況に応じた通行ができるように、危険を予測し、安全に対する意識及び能力を高めることを目標とします。

学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、交通安全教室を通して、交通ルールの意味及び必要性等についての教育に努めます。

### ウ 中学・高校生に対する交通安全教育

中学生及び高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動することができる社会人を育成することを目標とします。

歩行・自転車運転中の安全に関する指導については、各関係機関と連携しながら、交通ルールに関する意識の高揚と実践力の向上に努めます。

### エ 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心に行うほか、社会人向けの交通安全教育の充実に努めます。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等的心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目標とします。

## **オ 高齢者に対する交通安全教育**

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解してもらうとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識の習得を目標とします。

また、多発する高齢者の交通事故に対して、高齢者同士の交通安全意識の高揚を図るため、老人クラブと連携して、高齢者の交通安全教室を開催するなど、様々な機会を活用した交通安全教育に努めます。交通安全教育を受けられなかった高齢者には、家庭訪問による個別指導等が地域ぐるみで行われるように努めます。この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の交通事故実態に応じた具体的な指導を行なうこととし、夜行反射材の活用等交通安全用品の普及にも努めます。

高齢運転者に対しては、免許証更新前の高齢者講習及び講習予備検査（認知機能検査 75歳以上の方）の受講に関連する情報の発信に努めるほか、各関係団体と連携して、各種交通安全講習の受講機会の拡大を図るとともに自発的な受講の促進に努めます。

さらに、高齢による身体機能の低下等の理由により、自動車等の運転をしないため運転免許証を自主返納された方への支援事業（運転免許証自主返納支援事業）も引き続き実施していきます。

## **カ 障がいのある方に対する交通安全教育**

障がいのある方に対しては、交通安全に必要な技能及び知識の習得のため、地域の民生児童委員やホームヘルパーを通して交通指導を行い、やさしい交通安全教育を推進します。

### **(2) 効果的な交通安全教育の推進**

交通安全教育を行う関係機関は、交通安全教育に関する情報を共有し、各関係団体・機関の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進します。

### **(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進**

#### **ア 交通安全運動の推進**

町民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、町民参加による取組を推進するため、関係機関・団体・地域・家庭・学校が緊密に連携した交通安全への取組を組織的、継続的に展開します。

交通安全運動の重点として、高齢者の交通事故防止、子供の交通事故防止、飲酒運転の防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、夜間（特に薄暮時）における交通事故防止、自動二輪車・自転車の安全利用の推進、悪質・危険な運転を追放など、町内の交通事情に即した事項を設定します。

また、交通安全運動の実施にあたっては、運動の趣旨、実施期間、運動重点項目、実施計画等を、住民に周知し、住民参加型の交通安全運動を展開します。

## **イ 道路横断中の交通事故防止の推進**

横断歩行者の交通事故を減少させるため、ドライバーには横断歩道等に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の周知徹底を図ります。

歩行者に対しては、道路横断の際は、手を上げるなどしてドライバーに対して横断することを明確に伝える、横断歩道を渡る、信号機がある場所では信号に従う等の基本的な交通ルールの周知を図り、自らの安全を守るために行動を促すための交通安全教育に取組みます。

## **ウ 自転車の安全利用の推進**

自転車運転中の交通事故防止や自転車の安全利用を促進するため、「福島県自転車安全利用五則」により、自転車の通行ルールとマナーについての周知徹底を図ります。

特に、自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの運転、イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音が聞こえない状態での運転の危険性等についての周知徹底を図ります。

また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進します。

幼児、児童の自転車用ヘルメットについて、あらゆる機会を通して保護者等に対し、被害軽減効果についての理解促進に努め、着用の推進を図ります。

## **エ シートベルトの全席着用の徹底**

シートベルトの全席着用について、町民の理解を求め、後部座席を含めた全席着用の推進を図ります。このため、関係機関・団体等と協力し、交通安全啓発キャンペーン、交通安全テント村、交通安全パレード、飲酒運転防止啓発活動等の交通安全啓発活動時に、シートベルト全席着用を呼び掛けるほか、防災行政無線、ケーブルテレビ（館岩地域）や交通安全啓発チラシ、または、「広報みなみあいづ」等の広報媒体を活用し、町民の方へシートベルト全席着用の普及徹底に努めます。

## **オ チャイルドシートの正しい使用の徹底**

チャイルドシートの正しい使用方法について、町民の理解を求め、正しい使用方法の推進を図ります。呼び掛け及び普及方法については、前項同様に取組みます。

また、町のチャイルドシートを貸し出す際に、使用説明書の写しを渡し、正しく使用するよう促します。

## **カ 夜間（特に薄暮時）における交通事故防止**

夜間における歩行者及び自転車利用者、特に高齢者については、薄暮時に事故に遭いやすいため、明るい服装の着用の呼び掛けや効果の高い夜光反射材の着用の推進を図ります。また、ドライバーに対しては、毎年実施している「P M 4 ライトオン運動」を継続し、薄暮時における早めのライト点灯を促し、道路横断者や通行人を早期に発見し、交通事故を回避できるよう広報活動を実施します。

さらには、町内各事業所へ薄暮時の交通事故防止についてのチラシを配布し反射材の着用促進を呼び掛けます。

## **キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育の推進**

飲酒運転を根絶するため、関係機関・団体等と協力し、交通安全啓発キャンペーン、交通安全テント村、交通安全パレード、飲酒運転防止啓発活動等で町民に呼び掛けます。

また、酒類提供飲食店、酒類製造及び販売業者と連携してハンドルキーパー運動等の普及啓発に努め、飲酒運転根絶の取組を推進します。

## **ク 効果的な広報の実施**

交通安全に関する広報については、家庭、学校、職場、地域住民が一体となった広報啓発に努めていただくとともに、家庭向け広報媒体の積極的活用を図り、日常生活に密着した内容の広報を重点的かつ集中的に実施していきます。

特に、高齢者の交通事故防止、自転車の安全利用、シートベルトの着用、チャイルドシートの正しい使用の徹底、飲酒運転の根絶、冬期間のスリップ事故防止、夜光反射材の着用等の推進に努めます。

## **ケ その他の普及啓発活動の推進**

- ① 高齢者の交通事故防止に関する町民の意識を高めるため、高齢運転者標識（高齢者マーク）の普及と活用を図るとともに、他の年齢層に高齢運転の特性を理解させ、高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高めます。
- ② 悪天候時は、歩行者や対向車が視認しにくくなるため、重大事故が多発する傾向にあります。

そのため、歩行者に対しては、夜光反射材等の着用、ドライバーに対しては、早めのライト点灯の推進を促し、交通事故防止に努めます。

#### (4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進等

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料や啓発品の提供活動を充実するなど、主体的な活動を支援します。そのため、町と各団体相互間の連絡協力体制の整備、強化に努めます。

#### (5) 町民の参加・協働の推進

交通安全は、町民の安全意識によって支えられていることから、町、各関係団体が町民と連携を密にした上で、それぞれの地域の実情に即した活動を推進し、町民の参加・協働を積極的に推進します。

### 3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、これから免許を取得しようとする者を含めた運転者教育の充実に努めます。特に、事故が増加している高齢運転者に対する教育の充実を図ります。

また、道路状況等の情報も安全運転には欠かせないため、情報発信の手段についても充実に努めます。

#### (1) 運転者教育の充実

安全運転に必要な知識や技能を身に付けた上で、安全運転を実践できる運転者を育成するため、実際の交通場面で安全に運転できる能力を向上させる教育の充実に努めます。

#### (2) 高齢運転者に対する教育等の充実

警察署に協力を要請し受講希望者を募り、自動車教習所において交通安全教室、実技講習会を開催し、安全運転に対する技能と知識の充実に努めます。また、高齢運転者の安全意識を高めるため、進んで高齢運転者標識（高齢者マーク）を着用するよう促します。

#### (3) 道路交通に関する情報の充実

道路交通に影響を及ぼす地震や台風、大雨、竜巻等の自然現象を的確に把握し、

町のホームページ等を利用して情報の充実に努めます。

さらに、冬期間のスノースポーツ施設利用者及び観光客等に交通情報（積雪情報・路面凍結情報等）の提供ができるよう防災関係機関と連携するとともに、道路情報提供装置等の整備を促進し、道路利用者への情報提供の充実に努めます。

## 4 車両の安全性の確保

### (1) 自動車の検査及び点検整備の推進

自動車は、走行や時間の経過に伴い磨耗や劣化するブレーキパッド、タイヤ等の部品や、走行しなくとも時間の経過とともに劣化するブレーキオイル、ベルト等のゴム部品等が多く使用されており、適切な保守管理を行わなければ、事故等の大きな原因となります。

自動車の保守管理は、自動車使用者の責任のもとになされねばなりません。第三者の生命・身体にも影響を与える危険性が生じるため、指定自動車整備事業者による自動車検査により、各車両の安全性の確保を促します。

また、関係団体の活動、交通安全に関する教育及び広報活動を通して、自動車の利用者へ交通安全意識の啓発及び点検整備の徹底に努めます。

### (2) 自転車の安全性の確保

自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、近年、自転車側が加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を推進します。

また、薄暮の時間帯から夜間における交通事故の防止を図るため、ライト点灯の徹底と反射器材等の普及促進により、自転車の被視認性の向上に努めます。

## 5 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による事故や飲酒運転による交通事故を防止するために、町及び関係団体等では、各期における交通安全運動に基づく街頭指導や広報誌等による啓発活動に取組むなど、交通事故防止に努めます。

## 6 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限に止めるため、交通事故に即応できるよう救急病院、消防署の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保します。

## (1) 救助・救急体制の整備

### ア 救助体制の整備・拡充

交通事故による救助活動の増大及び事故内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、円滑な救助活動に努めます。

### イ 集団救助・救急体制の整備

自動車同士の正面衝突等による大規模な道路交通事故等を想定し、多数の負傷者が発生するような大事故に対処するため、消防署、病院の連絡体制の整備及び救護訓練の実施等、さらなる集団救助・救急体制の充実に努めます。

### ウ 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

現場に居合わせた人による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等へ町民の参加を呼び掛け、普及啓発活動を推進します。

## (2) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を達成するため、救急病院、消防署等の緊密な連携・協力関係の確保を促進します。

また、医師の判断を直接救急現場に届けられるようにするために、救急自動車に設置されているホットラインシステムや、事故現場で初期診断を行えるドクターヘリ、消防防災ヘリを活用し、医療機関と消防機関が相互に連携をとりながら、さらなる効果的な救急体制の構築を目指します。

## 7 被害者支援の推進

交通事故の被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、かけがえのない命を絶たれるなど、大きな不幸に見舞われます。交通事故被害者を支援するための施策として、役場に相談窓口を設置し、被害者のサポートやその後の手続きの支援に努めます。

また、小・中学校に在学する交通遺児に対して、激励金を支給するとともに、交通安全意識の高揚に努めます。同時に、公益財団法人交通遺児等育成基金の支援事業の周知を行います。

## 第2章 鉄道交通及び踏切道における交通の安全

### 第1節 鉄道事故のない社会を目指して

町内の鉄道交通である会津線及び会津鬼怒川線は、町民の方々の生活にとって欠かすことのできない交通手段であり、町外からの観光客等の利便性にも大変重要な役割を担っています。

この町の主要基幹交通である会津線へ、平成29年春に東武鉄道の新型特急車両「リバティ会津」が会津田島駅まで乗り入れ、観光客等の利用者が増加しています。

このため、鉄道利用者が安心して利用できるよう会津鉄道、野岩鉄道及び東武鉄道などの関係機関と連携を図り、充分な安全対策を講じる必要があります。

### 第2節 踏切道における交通の安全についての目標

県内の踏切事故は毎年3件前後発生し、鉄道事故の半数以上を占めている状況にあります。なお、本町における踏切事故件数については、過去5年間発生しておりません。

鉄道利用者はもとより付近の通行車両等に与える影響も多大であることから、今後も引き続き「踏切事故件数をゼロ」を目指していきます。

### 第3節 鉄道交通及び踏切道の安全についての対策

#### 第1 講じようとする施策

##### 1 鉄道施設等の安全性の向上

本町において、鉄道交通環境の整備は、道路環境と並ぶ町の課題でもあり、町民や観光客等鉄道利用者の交通手段においても重要な位置づけとなっています。

鉄道交通環境のよりよい発展のため、鉄道施設等の安全性の確保が求められます。

この安全性を確保するために、多発する自然災害（巨大地震・豪雨災害・雪崩等）への対応策の強化に努めます。

さらに、駅施設等については、高齢者や障がいのある方も安心して利用できる施設の整備を進めます。

##### 2 鉄道の安全な運行の確保

鉄道の運転事故及び置石・投石等による運行妨害、線路内立ち入り等の外部要因による事故を防止するためには、踏切道での安全通行や鉄道事故防止に関する

知識を広く一般に普及させるとともに、沿線住民、児童・生徒等に対して、事故防止に関する知識の普及に努めます。

### 3 救助・救急活動の充実

鉄道の重大事故等の発生に際しては、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、日頃から鉄道関係者と消防機関、医療機関との連携・協力体制の強化を推進します。

## 第2 踏切道における交通の安全対策

災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急及び救命活動や緊急物資輸送の支障の発生等の課題に対するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進します。

また、遮断機のない踏切道においては、ドライバーに対し看板等で注意喚起を促すよう努めます。